

改正

平成28年8月1日告示第265号

令和元年7月25日告示第239号

長浜市窓口用封筒の無償提供に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、長浜市が窓口用封筒の無償提供を受けることについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 窓口用封筒 来庁者が各種証明書等を持ち帰るために市役所窓口に設置する封筒で、広告の掲載されたものをいう。

(2) 無償提供者 窓口用封筒に広告を掲載する者（以下「広告主」という。）を募集し、窓口用封筒を製作し、これを市に無償提供する広告代理店をいう。

(広告掲載の範囲)

第3条 窓口用封筒に掲載できる広告の範囲は、長浜市有料広告掲載の取扱いに関する要綱（平成18年長浜市告示第18号。以下「取扱い要綱」という。）第3条の規定によるものとする。

(募集の概要等)

第4条 無償提供者の募集については、市ホームページ等において行うものとし、募集期間、提出書類その他募集に当たって必要となる事項は、長浜市窓口用封筒の無償提供に関する募集要領（以下、「要領」という。）で別に定めるものとする。

(無償提供者の申込み)

第5条 無償提供者になろうとする者は、要領に基づき、市長に申し込まなければならない。

(無償提供者の選定)

第6条 無償提供者の選定に当たっては、前条の規定による申込みをした者のなかから1者に決定するものとし、その優先順位は次の順序による。

(1) 市内に事業所を有する者

(2) 前号に該当しない者

2 前項の規定による無償提供者の選定を行うに当たり、優先順位を同じくする者が複数あったときは、抽選により1者に決定するものとする。

(協定書)

第7条 市長は、前条の規定により決定した無償提供者と、窓口用封筒の製作及び無償提供に関して、協定書を取り交わすものとする。

(製作上の遵守事項)

第8条 無償提供者は、広告主の募集に当たり、自らが広告の募集者であることを明確にし、市が広告の募集者であるような誤解を与えないよう配慮しなければならない。

2 無償提供者は、掲載しようとする広告案を事前に市長に提出しなければならない。

3 無償提供者は、広告に起因する一切の責任を負い、広告に関し苦情等が生じたときは、速やかにその解決に当たらなければならない。

4 無償提供者は、広告又は広告主に問題が生じたときは、速やかに市長に報告するとともに、当該窓口用封筒を回収し、代替の窓口用封筒を提供しなければならない。

5 無償提供者は、広告主の取りまとめができなかった場合においても、自らの責任において窓口用封筒を提供しなければならない。

(広告掲載の可否の決定)

第9条 市長は、前条第2項の規定による広告案の提出があったときは、速やかに当該広告の掲載の可否を決定するものとする。

(窓口用封筒設置の中止)

第10条 無償提供者は、広告主又は広告内容が取扱い要綱第3条に該当することとなったときは、速やかに市長に報告するとともに、窓口用封筒を回収しなければならない。

2 市長は、前項に規定するときのほか、来庁者に窓口用封筒を提供することが不適当と認めたときは、窓口用封筒の設置を中止することができる。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年7月1日から施行する。

附 則 (平成28年8月1日告示第265号)

この要綱は、平成28年8月1日から施行する。

附 則 (令和元年7月25日告示第239号)

この要綱は、令和元年7月25日から施行する。